

# 自賠責共済のお申込手続きについて

車検の際は、じちろうマイカー共済とあわせて、全労済の自賠責共済をご検討ください。  
**自賠責共済のお申込みは車検満了の2か月前**から、車検は車検満了の1か月前から受けることができます。車検の前に自賠責共済証明書を発行し、入庫時に整備工場にお渡しすることができます。

**現在の車検満了日の2か月前**を目安にお早目の手続きをお願いいたします。  
お申込書類やお手続きでご不明な点があれば、下記フリーダイヤルまでお問合せください。

全労済自治労共済本部 自賠責共済センター：0120-417-281  
(受付時間 平日 9:00~17:15)

## 1. 自賠責共済申込依頼書の提出

以下(1)~(3)の3つの書類をご所属の組合窓口へご提出、または返信用封筒で自賠責共済センター宛てにお送りください。

### (1) 全労済自賠責共済申込依頼書

裏面の記入例をご参照の上、ご記入ください。

### (2) 現在の車検証の写し

二輪自動車や原付自転車の場合は、軽自動車届出済証あるいは標識交付証明書のコピーをご用意ください。新車登録の場合は、車台番号が記載された売買契約書の写し等の書類をご用意ください。

### (3) 現在の「自動車損害賠償責任保険（共済）」の証明書の写し

マイカー共済の共済証書ではなく、前回の車検の際に加入した自賠責保険（共済）の証明書のコピーです。

## 2. 掛金のお支払い

自賠責共済センターが上記(1)~(3)の必要書類を受領後、順次、自賠責証明書発行可能時期に合わせ掛金の払込票をお送りいたします。なお、お支払後のお客様控となる払込受領証は、自賠責共済証明書が到着するまで大切に保管してください。

## 3. 自賠責共済証明書の受取

申込手続きと掛金お支払完了後、3日から5日ほどで以下(1)~(4)の書類等が届きます。

### (1) 自賠責共済証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）

### (2) 共済掛金領収書

### (3) 自賠責共済のしおり

### (4) 自賠責共済ステッカー（共済標章） ※車検のない二輪自動車、原付自転車のみ

## 4. 自賠責共済証明書の提示

車検のお車を入庫する際に、自賠責共済証明書をご提示の上、すでに自賠責共済に加入済みであることを、自動車ディーラーや自動車整備工場の担当者にお伝えください。車検の諸経費から自賠責共済の掛金が差し引かれます。誤って重複加入した場合は一方の解約手続きとなり、解約手数料が差し引かれてしまいますので、十分ご注意ください。車検のない二輪自動車や原付自転車の場合は自賠責共済ステッカー（共済標章）も同封されていますので、ナンバープレートの左上部に貼付してください。